

つくば市議会委員会条例の一部改正の概要

つくば市議会請願条例の一部改正の概要

つくば市議会オンライン委員会運営要綱の一部改正の概要

つくば市議会全員協議会運営要綱の一部改正の概要

1 改正理由

令和5年2月付けで全国市議会議長会から送付のあった「標準市議会会議規則等の改正に関する報告」を受け、つくば市議会における用語の使用について、整理するため。

2 主な改正内容

【つくば市議会委員会条例】

【つくば市議会請願条例】

【つくば市議会オンライン委員会運営要綱】

【つくば市議会全員協議会運営要綱】

用語の定義を以下のとおりとし、条例、要綱中の文言を整理する。

「許可」…一般に禁止されている行為を、特定の条件に限って解除すること

「承認」又は「承諾」…ある行為・存在などを、(積極的又は消極的を問わず) 申出を認めること

「同意」…ある行為・存在などを、(積極的に) 他人の意見に賛成すること

【つくば市議会委員会条例】

第31条第1項を、常任委員会の所管事務調査の規定とし、第2項として、議会運営委員会の調査の範囲を規定する。

「理由」

常任委員会の所管事務は、委員会条例第2条第1項に規定されている。

しかし、議会運営委員会の担任事項は、地方自治法第109条第3項に規定されていることから、第2項として別に規定するもの

【つくば市議会全員協議会運営要綱】

第5条第2項で、全員協議会の傍聴については、つくば市議会委員会傍聴規則の例によるとされていることから第1項を削るもの

3 施行日

公布又は公表の日からとする。